



令和8年6月24日
内閣府政策統括官（防災担当）

永田クラブ、経済研究会、国土交通記者会 へ公表

令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、被害認定調査の改善を図ります
～液状化等の地盤被害に係る被害認定調査の改善を実施～

令和6年能登半島地震では、地盤の液状化による被害を受けた住家の中には、住家内部では床の傾斜等が発生し、継続的に居住することが困難であると考えられる程度の損傷を受けている一方、その被害認定に時間を要しているものも散見されたところです。

このため、より迅速かつ適切な判定を行うべく、液状化等の地盤被害を受けた住家における床や基礎の損傷の評価方法を明確化するほか、第1次調査（簡易判定）で「中規模半壊」と判定できる基準を新たに策定しました（別紙参照）。

これにより、被害認定調査の効率化が図られ、公的支援が迅速に受けられるようになり、被災者の速やかな生活再建の実現が期待されます。

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者生活再建担当）付

天舛、富田、米戸、村上

TEL 03-5253-2111（内線51280）

03-3501-6996（直通）

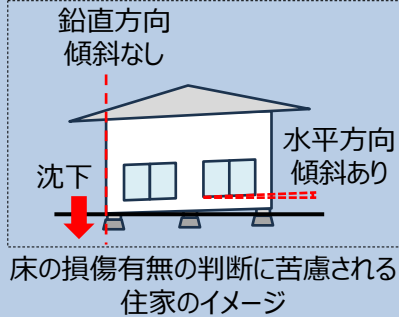
液状化等の地盤被害に係る被害認定調査の改善 (床・基礎の損傷評価、簡易な「中規模半壊」判定 など)

- ✓ 令和6年能登半島地震では、液状化による被害を受けた住家の中には、住家内部では床の傾斜等が発生し、継続的に居住することが困難であると考えられる程度の損傷を受けている一方、その被害認定に時間を要しているものも散見された。
- ✓ このため、より迅速かつ適切な判定を行うべく、液状化等の地盤被害に係る被害認定調査について、①傾斜した床の評価方法の明確化、②第1次調査(簡易判定)における「中規模半壊」判定基準の新設、③不同沈下した基礎の評価方法の明確化、④不同沈下の判断基準の明確化を行う。

R6能登半島地震での課題

課題①

- ◆ 床の1/100以上の傾斜は損傷として評価している一方、傾斜の測定は外壁・柱を計測する方法しか例示がないために、沈下した住家によっては、床の損傷有無の判断に苦慮



課題②

- ◆ 第1次調査(簡易判定)で判定できるのは「全壊」・「大規模半壊」・「半壊」の3区分のみであり、調査の迅速化の観点から、判定区分の充実化が望まれる
※地震又は水害による被害の場合の第1次調査では、「全壊」から「準半壊に至らない(一部損壊)」までの6区分の判定が可能

課題③

- ◆ 不同沈下による「基礎の沈下・傾斜」は損傷として評価している一方、確認方法の例示や定量的な基準がないために、基礎の損傷有無の判断に苦慮

課題④

- ◆ 調査において「不同沈下」の有無を確認することとしている一方、明確な基準がないために、調査員が判断に苦慮

今回の見直し

改善①

- ◆ より直接的に水平方向の傾斜を測定する方法を例示し、傾斜による床の損傷を評価する方法を明確化
※【第1次調査】・【第2次調査】における見直し

改善②

- ◆ 第1次調査(簡易判定)において新たに「中規模半壊」と判定できる基準を策定
※【第1次調査】における見直し

改善③

- ◆ 住家内部の調査により、1階の床において沈下による1/100以上の傾斜が確認できた場合、基礎の損傷(不同沈下による「基礎の沈下・傾斜」として評価する旨を明確化
※【第2次調査】における見直し

改善④

- ◆ 不同沈下による傾斜の判断方法を明確化するとともに、具体例を充実
※【第1次調査】・【第2次調査】における見直し

※その他、所要の改定を実施

⇒迅速かつ適切な公的支援の実施につなげる

液状化等の地盤被害に係る被害認定調査の改善 (床・基礎の損傷評価、簡易な「中規模半壊」判定 など)

【第1次調査】における見直し

(1) 外観による判定

- ① 一見して住家全部が倒壊
- ② 一見して住家の一部の階が全部倒壊
- ③ 一見して住家全部が流出又はずれ落ち
- ④ 地盤の液状化等により基礎のいずれかの辺が全部破壊かつ基礎直下の地盤が流出
- ⑤ 地盤面の亀裂が住家直下を縦断・横断

いずれかに
該当

全壊
(損害割合50%以上)

(2) 傾斜による判定

外壁又は柱の傾斜が
1/20以上

(3) 住家の潜り込みによる判定

床上1mまでのすべての部分が地盤面下に
潜り込み

いずれかに
該当

大規模半壊

改善②

中規模半壊

不同沈下による外壁
又は柱の傾斜が1/60
以上1/20未満

床までのすべての部分が地盤面下に
潜り込み

いずれかに
該当

不同沈下による外壁
又は柱の傾斜が1/100
以上1/60未満
又は
不同沈下による床の
傾斜が1/100以上

基礎の天端下
25cmまでのすべての部分が地盤面下に
潜り込み

いずれかに
該当

半壊

改善①

傾斜を計測する部位が明らかでなかったことから、
各判定における具体的な計測部位を明確化

上記のいずれにも該当しない

該当

地震・水害等通常の被害認定調査へ

改善①

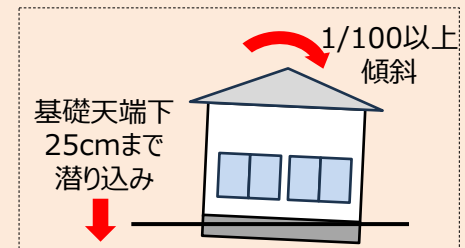
- ◆ 「(2) 傾斜による判定」では、従来は外壁・柱の傾斜を計測する方法しか例示がなかった
- ◆ 不同沈下による1/100以上の傾斜(半壊)の判定は、主に水平方向の傾斜による被害を想定していることから、**より被害実態に即した傾斜の評価方法を新たに例示**
- ◆ 具体的には、外壁面の建具部分等を**水平器で計測し、床(水平方向)の傾斜を簡易推計**する方法を例示



水平器による計測イメージ

改善②

- ◆ 第1次調査の段階で「中規模半壊」と判定できる基準を新設
- ◆ 具体的には、「(2)傾斜による判定」・「(3)住家の潜り込みによる判定」のいずれでも「半壊」となる場合、「中規模半壊」と判定することを可能に



「中規模半壊」基準のイメージ

液状化等の地盤被害に係る被害認定調査の改善 (床・基礎の損傷評価、簡易な「中規模半壊」判定 など)

【第2次調査】における見直し

改善①

- ◆ 床の傾斜について、室周囲の隅等を水平器で測定する方法を例示し、床の傾斜による損傷を評価する方法を明確化



水平器による計測イメージ

改善③

- ◆ 基礎について、不同沈下による沈下又は傾斜を判断する方法を例示
- ◆ 具体的には、1階の床において沈下による1/100以上の傾斜が確認できた場合、基礎の沈下による傾斜と想定されるため、基礎の損傷として評価する旨を明確化

さらに



床の傾斜の測定方法を例示するとともに、1階（地上階）の床の傾斜は、基礎の不同沈下による沈下又は傾斜と評価する方法を例示

その他の改善

改善④

- ◆ 指針において、住家周辺に液状化等による地盤被害が生じており、かつ、外壁、柱又は床のいずれかが傾斜していれば、当該住家に「不同沈下による傾斜」が生じているものとして判断可能な旨を明確化
- ◆ 併せて、参考資料※において、住家周辺に液状化による地盤被害が生じている場合の事例を充実



コンクリート地盤の割れ



地盤から噴砂した形跡



配管の露出

液状化による地盤被害の例

※災害に係る住家の被害認定基準運用指針 参考資料（損傷程度の例示）